

豊田市若年層向け暮らしの魅力プロモーション業務委託仕様書

豊田市若年層向け暮らしの魅力プロモーション業務委託に関する契約の締結に際し、委託業務を円滑かつ効果的に行うため、本委託業務の遂行に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1 業務の目的

本委託業務は、第9次豊田市総合計画で掲げる「選ばれるまち」を目指して、ターゲットである若年層等の分析を踏まえ、豊田市の「まちの魅力」「豊かな暮らし」「楽しさ」といった価値を訴求する各種プロモーション活動を実施することで、豊田市のイメージアップを図るとともに、ターゲットの中長期的な転出抑制につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日（月）まで

3 本業務のターゲット

豊田市は、産業構造の特性上、高校卒業や大学卒業等の就職を機会とする一定の転入がみられる。一方で、15～39歳の日本人について、過去3年間で約3,700人の転出超過となっている。このうち、結婚や同棲等、ライフステージの移行により市外の賃貸住宅へ転出し、転出先で一戸建てやマンション等の購入等、定住につながっている様子がみられる。

このことを踏まえ、本業務では、同棲や結婚、或いはその前のライフステージにある層を主要なターゲットと設定し、豊田市の暮らしの魅力や価値のプロモーションを図るものとする。

なお、ターゲットの更なる分析や、プロモーションの方向性の検討については、後述する業務にて実施する。

4 委託業務内容

業務の内容は次のとおりとする。ただし、特定された事業者との協議により、内容は変更することがある。

なお、本業務が令和8年度、令和9年度に随意契約を締結する可能性があることを踏まえ、各業務は、次年度以降の活動につなげることを念頭に実施すること。

(1) 業務体制構築・総括管理

業務目的の達成に向けて、有効なリソース等を持つと考えられる者との連携体制を構築し、進捗管理や関係する事業者との調整を行う。

(2) ターゲットの詳細分析とプロモーションの方向性整理

過去に本市が実施しているアンケートデータやオープンデータ、委託者の持つ情報リソース等を活用し、ターゲットを更にライフステージ等によって分解し、それぞれが持つニーズ・嗜好等を取りまとめ、プロモーション活動の方向性を決定する。

また、分析に当たっては、ターゲットがどのように情報を収集しているかを加味し、設定したターゲットが豊田市に住み続けたいという思考や行動の変容を起こすために、どのような方法が効果的であるのか検討すること。

(3) 本市の魅力のパッケージ化

分析したターゲットごとに対して訴求できるよう、本市が持つ価値の掘り起こし・整理や、リフレーミング・リライト・キャッチコピーの設定等により、本市の魅力・価値の見せる化・パッケージ化を行う。

(4) 具体的なプロモーション活動の実施

(2)(3)を踏まえて、具体的なプロモーション活動を実施する。なお、実施に当たっては、自動車関連企業への就職に伴い県外等から若年層が転入するという本市の特性を生かしたアプローチを取り入れること。

(5) フィードバックの実施

具体的な実施のプロモーション活動の実施を踏まえ、プロモーションの受け手のリアクション等について効果測定を行う。効果測定を踏まえ、ターゲットの解像度の向上を図るとともに、本市の魅力を更に高めるために、プロモーションのコンテンツとなる本市の施策等に対するフィードバック（政策提言）を行う。

(6) 実施報告書の作成

(2)～(5)の実施内容とその効果検証について取りまとめた報告書を作成する。

5 業務実施過程

(1) 打合せ

- ・受託者は、契約締結後速やかに業務の内容、日程等について委託者と協議すること。
- ・本委託の打合せ協議は、初回（業務着手時）、最終（成果品納品時）とし、必要に応じて月1回程度打合せを行うほか、随時電子メールでの指示等により、市担当者との連絡調整を十分行うものとする。
- ・受託者は打合せ後速やかに打合せ記録を作成し、委託者へメールにて提出すること。
- ・原則、豊田市役所庁舎内で対面により行うものとするが、委託者が認めた場合は、オンライン形式での対応も可能とする。
- ・初回及び最終（成果品納入時）の打合せは原則対面とし、業務担当責任者が必ず出席すること。

(2) 計画等の変更

- ・プロポーザル時の提案における計画やデザイン等について、実効性のあるプロモーション活動を実施するために変更・修正をする場合は協議のうえ、発注者の修正指示に応じること。

(3) 承認

- ・受託者は、本業務の遂行に当たって逐次委託者の承認を得ること。

6 再委託

- (1) 業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 主たる業務は「3 委託業務内容」における(1)及び(6)とする。これらは第三者に受託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) コピーや資料の収集、収集資料の整理、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務に当たらない軽易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としない。
- (4) 上記(2)、(3)の業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

7 成果品の提出

納品物	数量
実施報告書	データ1部(PDF形式)
啓発物等	市との協議による(概ね1,000程度を想定)

8 納品場所

豊田市シティプロモーション戦略課(南庁舎2階)

9 著作権等

- ・当業務の成果に係る全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き委託者に帰属させることとし、委託者の承諾なく他に公表又は貸与、使用してはならないものとする。
- ・また受託者は、当業務にかかる著作権を委託者に帰属させることに支障のないよう、受託者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
- ・委託者は受託者に断りなく、また費用が発生することなく、納品物の加工を行い、豊田市刊行物等に掲載し発行することができるものとする。
- ・当業務の完了後、デザインの使用に伴って万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受託者の責任において処理・解決すること。

10 その他

- ・業務完了後といえども、受託者の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は、直ちに訂正補正等の処理をするものとする。

- ・関係者等との連絡調整や撮影先等の手配など、当業務遂行に当たり必要となる一切の手続き及び費用負担は原則として受託者が行うこと。ただし、市の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上調整方法を決定するものとする。
- ・本委託の実施に当たり疑義が生じたとき又はこの仕様に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。